

令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 業務委託仕様書

1 事業目的

経済のグローバル化や人口減少、少子高齢化が急速に進む中、本県は、県内企業支援や地域活性化を目的として、外国人材や外資系企業の活力取り込みを図り、「世界から選ばれる“ふじのくに”」の実現を目指している。

本事業では、地域活性化として、地域住民の多文化共生意識の醸成や、地域全体で外国人材を支援し、外国人材が抱える課題を解決できる土壌づくり、外国人材の地域住民への認知度向上等の、外国人材にとって「第二の故郷」とも言えるような住みやすい地域づくりに資する取組を展開することで、多様な外国人材を地域で受容するための土台づくりを目指す。

2 事業期間

契約日から令和7年3月21日（金）まで

3 対象地域

静岡県榛原郡川根本町（以下、「川根本町」という。）を対象地域とする。

川根本町を対象地域とすることで、令和4年度に策定した「外国人材受入促進計画」に基づき、「多文化共生意識の醸成」「交流機会の創出」等の取組を深化させることを目指す。

4 委託先に求められる能力

本事業の委託先には、以下の能力が求められる。

- ・プロジェクト管理の知識・経験に長けている者を業務全体の責任者に据える等、本事業を円滑に遂行するために必要な組織、人員、管理能力等を有していること。
- ・対象地域の資源や産業、就業、生活及び外国人の居住状況を理解し、関係者と連携して、外国人材にとって住みやすい地域づくりに資する取組を遂行できる能力を有すること。

5 事業概要

(1) 内容

ア 地域住民と外国人材との交流事業

- ・以下の①～④の地域住民と外国人材、外国人材同士の交流事業の実施及び広報（参加者募集・実施結果の周知）
 - ①スポーツによる交流
 - ②文化による交流
 - ③学校での異文化学習・交流
 - ④その他、地域資源を活用した交流

イ 外国人材を地域全体で支援する仕組みの検討と立上げ準備

- ・対象地域在住のボランティア人材養成方法の検討

- ・対象地域の外国人材と関わりのある地区委員等との意見交換

ウ 外国人材の地域住民への認知度向上と、対象地域外への情報発信・広報

- ・対象地域で高い広報効果が得られる媒体を活用した外国人材の認知度向上
- ・対象地域外での高い広報効果が得られる外国人コミュニティ等の調査及び情報発信

(2) 留意事項

- ・事業実施後、上記ア～ウの実施結果、成果・課題の分析、改善案等を示した報告書を作成し、紙媒体1部及び電子媒体を提出すること。
- ・本事業の財源として活用する「デジタル田園都市国家構想交付金」の交付対象外経費は、本事業の契約受託費用に含まれない。
- ・可能な限り対象経費のみで実施できるものとし、対象外経費が発生する内容を事業に盛り込む必要が生じたときは、事前に県に報告し、承諾を得ること。

6 デジタル田園都市国家構想交付金の対象・対象外経費

区分	経費概要	対象・対象外
ア 地域住民と外国人材との交流事業	会場借上料	対象
	講師謝礼（交通費含む）	対象
	事業実施交通費（個人給付は除く）	対象
	物品購入費（スポーツ用具、消耗紙皿など）	対象
	物品購入費（イベント使用食料品など）	対象外
	広報費（チラシ配布など）	対象
	印刷費（用紙代・インク代など）	対象
	人件費（事業実施・報告書作成）	対象
	参加者送迎費（燃料費など）	対象外
参加者負担経費補填（交通費・参加費など）	対象外	
イ 外国人材を地域全体で支援する仕組みの検討と立上げ準備	会場借上料	対象
	講師謝礼（交通費含む）	対象
	事業実施交通費（個人給付は除く）	対象
	広報費（チラシ配布など）	対象
	印刷費（用紙代・インク代など）	対象
	人件費（事業実施・報告書作成）	対象
	調査協力者受入経費（宿泊・滞在費など）	対象外
ウ 外国人材の地域住民への認知度向上と、対象地域外への情報発信・広報	事業実施交通費（個人給付は除く）	対象
	印刷費（用紙代・インク代など）	対象
	人件費（事業実施・報告書作成）	対象
	調査対象外国人コミュニティへの謝礼	対象外

※表に記載されていない経費については、別途、県に対象・対象外の確認をすること。

※物品を購入した場合、事業完了後は静岡県が管理する。

7 情報セキュリティ

- (1) 受注者は、本業務により知り得た全ての情報について、本業務中はもとより、契約終了後においても外部に漏らさないこと。
- (2) 業務遂行のために県が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- (3) 業務遂行において個人情報等を取り扱う場合については、個人の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

8 再委託

本契約に基づく業務の第三者への委託に関する取扱いについては、次に定めるものとする。

- (1) 受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して県の許可なしに第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に県に対し、委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、県の承諾を得ること。

9 著作権の取扱

- (1) 受注者は、県に対し、受注者が本件業務上作成した成果品の所有権及び同成果品に関する著作権(著作権法第 27 条及び同第 28 条に定める権利を含み、受注者又は第三者が本契約締結前から有していた著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除く。)を譲渡する。なお、当該所有権及び著作権の移転時期は、同成果品の引渡し時とする。
- (2) 受注者は、県に対し、著作者人格権(著作権法第 18 条(公表権)、第 19 条(氏名表示権)及び第 20 条(同一性保持権)に規定される権利)を行使することはできないものとする。
- (3) 受注者は、県に対し、本件業務の遂行につき第三者の権利を侵害せず、また本件業務上作成する成果品が第三者の権利を侵害しないことを保証する。
- (4) 受注者が本件業務の遂行のために第三者がその権利を有する知的財産を利用するときは、当該利用のために要する費用は受注者の負担とする。
- (5) 本件業務の遂行又は成果品に関し第三者との間で紛争等が生じたときは、当該紛争の発生が県の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任及び負担において解決する。

10 その他

- (1) 法令はもとより、本県の条例、規則等を遵守し、県が最適な成果を得られるよう業務を遂行すること。また、必要な事項については、積極的な提案を県に対して行うこと。
- (2) 県及び受注者が共通認識を持てるよう、必要に応じて適切な説明資料を作成すること。
- (3) 本契約の中で作成する各種資料の書式については、県の定めがあるものを除き、受注者が提案し、県の承認を得ること。

- (4) 受注者は、本契約完了後であっても、本契約の範囲内における県の問い合わせ等に応じること。
- (5) 本仕様書に定められていないものは、双方協議して決めるものとする。